

市区町村別集計項目(推進体制等)

栃木県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						18	18	13			23					
9	201	宇都宮市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇都宮市男女共同参画推進条例	2003年6月27日	2003年7月1日		第4次宇都宮市男女共同参画行動計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
9	202	足利市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	足利市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		足利市男女共同参画基本計画(第4期)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	203	栃木市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	栃木市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		とちぎ市男女共同参画プラン第2期計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
9	204	佐野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	佐野市男女共同参画推進条例	2006年6月19日	2006年7月1日		佐野市男女共同参画プラン(第3期)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
9	205	鹿沼市	人権推進課	1	2	1	1	鹿沼市男女共同参画推進条例	2006年9月28日	2006年10月1日		かめま男女共同参画プラン2017	2017年4月 ~ 2022年3月	0	1	
9	206	日光市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	日光市男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年4月1日		男女共同参画プラン日光(第2期計画)	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
9	208	小山市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	小山市男女共同参画推進条例	2004年6月30日	2004年7月1日		第4次小山市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	209	真岡市	市民協働推進室	1	2	1	1	真岡市男女共同参画推進条例	2010年12月15日	2011年4月1日		第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
9	210	大田原市	政策推進課	1	2	1	1	大田原市男女共同参画を推進する条例	2004年9月28日	2004年10月1日		おおたわら男女共同参画プラン(第3次大田原市男女共同参画行動計画)	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
9	211	矢板市	矢板市教育委員会事務局 教育部 生涯学習課	2	2	1	1				0	矢板市男女共同参画計画 あいプラン 四期計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
9	213	那須塩原市	市民協働推進課	1	2	1	1	那須塩原市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第3次那須塩原市男女共同参画行動計画	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
9	214	さくら市	総合政策課政策推進室	1	2	0	0				0	第4次さくら市男女共同参画計画	2019年3月 ~ 2023年2月	1	1	
9	215	那須烏山市	教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				2	～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
9	216	下野市	市民協働推進課	1	2	1	1	下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第三次下野市男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	301	上三川町	生涯学習課	2	2	0	0				1					1
9	342	益子町	生涯学習課	2	1	0	0				0	第2期ましこ男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
9	343	茂木町	生涯学習課	2	2	0	0				2	茂木町男女共同参画計画(第1期)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
9	344	市貝町	生涯学習課	2	2	1	0				0	男女共同参画いち・かいプラン 第三期計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
9	345	芳賀町	生涯学習課	2	2	1	1				0	第Ⅲ期芳賀町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
9	361	壬生町	壬生町教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次壬生町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	364	野木町	生活環境課	1	2	1	1	野木町男女共同参画推進条例	2014年3月19日	2014年4月1日		第3次野木町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
9	384	塩谷町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第1次塩谷町男女共同参画推進計画(第4次塩谷町生涯学習推進計画)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	0	
9	386	高根沢町	高根沢町生涯学習課	2	2	1	1				0	高根沢町元気あつぷ計画(生涯学習・スポーツ・男女共同参画推進計画)	2016年3月 ~ 2025年3月	1	0	
9	407	那須町	生涯学習課	2	2	0	1	那須町男女共同参画推進条例	2017年3月6日	2017年4月1日		那須町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
9	411	那珂川町	生涯学習課	2	2	0	0				1					1

<選択肢回答>

- 所属  
1 首長部局  
2 教育委員会

- 事務所掌  
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

- 庁内連絡会議  
1 有  
0 無

- 諮問機関  
1 有  
0 無

- 男女共同参画に関する条例  
現在の状況  
1 2022年3月末までの制定を目的に検討中  
2 2021年度以降の制定を目的に検討中  
3 その他  
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画  
女性活躍推進法の推進計画との関係  
1 一体  
0 一体でない  
計画の策定方法  
1 単独計画として策定  
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況  
1 策定に向け検討中  
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5						0	5	4	1	0	4	1	0	
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	アコール	320-0845	宇都宮市明保野町7-1	028-636-4075	028-636-4079	<a href="https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjyo/1009426.html">https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/koryu/danjyo/1009426.html</a>		○	○			○		
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター		326-0823	栃木県足利市朝倉町264	0284-72-8511	0284-72-7278	<a href="http://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp/">http://shimin-plaza.ashikaga-mbs.or.jp/</a>		○		○			○	
9	203	栃木市															
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	パレットプラザさの	327-0398	佐野市田沼町974番地3	0283-61-1140	0283-61-1142	<a href="https://www.city.sano.lg.jp/shikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html">https://www.city.sano.lg.jp/shikiichiran/shimin/jinken_danjokyodosankakuka/gyomuannai/palette/index.html</a>		○	○			○		
9	205	鹿沼市															
9	206	日光市	日光市女性サポートセンター	女性サポートセンター	321-1443	栃木県日光市清滝桜ヶ丘町210番地7	0288-53-1010	0288-54-0847	<a href="https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/support-center.html">https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/gyousei/shisei/danjo/support-center.html</a>		○	○			○		
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター		323-0031	栃木県小山市八幡町1丁目4番5号	0285-22-9296	0285-22-8972	<a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/map/danjyo.html">https://www.city.oyama.tochigi.jp/map/danjyo.html</a>		○	○			○		
9	209	真岡市															
9	210	大田原市															
9	211	矢板市															
9	213	那須塩原市															
9	214	さくら市															
9	215	那須烏山市															
9	216	下野市															
9	301	上三川町															
9	342	益子町															
9	343	茂木町															
9	344	市貝町															
9	345	芳賀町															
9	361	壬生町															
9	364	野木町															
9	384	塩谷町															
9	386	高根沢町															
9	407	那須町															
9	411	那珂川町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主  な  事  業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			5							5	5	3	4	1	4	0	0	0
9	201	宇都宮市	宇都宮市男女共同参画推進センター	1986年4月1日	4	4	10,117	○	○	○	○		○					
9	202	足利市	足利市男女共同参画センター	1981年2月22日	6	0	1,504	○	○	○	○		○					
9	203	栃木市																
9	204	佐野市	佐野市男女共同参画推進センター	2009年1月1日	2	0	276	○	○	○	○	○	○					
9	205	鹿沼市																
9	206	日光市	日光市女性サポートセンター	2006年3月20日	1	4	7,180	○	○									
9	208	小山市	小山市男女共同参画センター	2002年4月1日	4	0	4,840	○	○		○		○					
9	209	真岡市																
9	210	大田原市																
9	211	矢板市																
9	213	那須塩原市																
9	214	さくら市																
9	215	那須烏山市																
9	216	下野市																
9	301	上三川町																
9	342	益子町																
9	343	茂木町																
9	344	市貝町																
9	345	芳賀町																
9	361	壬生町																
9	364	野木町																
9	384	塩谷町																
9	386	高根沢町																
9	407	那須町																
9	411	那珂川町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			10			14	2	14.3	16	0	0.0	11	1	9.1	11	0	0.0	3,964	116	2.9
9	201	宇都宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							785	33	4.2
9	202	足利市	2018年12月21日	「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							222	5	2.3
9	203	栃木市	2015年11月27日	栃木市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	1	0	0.0							470	15	3.2
9	204	佐野市	2016年6月20日	佐野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							167	4	2.4
9	205	鹿沼市	2012年3月4日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							147	0	0.0
9	206	日光市	2008年3月15日	日光市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							224	0	0.0
9	208	小山市	2001年6月30日	小山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							260	10	3.8
9	209	真岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							133	2	1.5
9	210	大田原市				1	0	0.0	2	0	0.0							169	2	1.2
9	211	矢板市				1	0	0.0	1	0	0.0							65	1	1.5
9	213	那須塩原市				1	0	0.0	2	0	0.0							215	8	3.7
9	214	さくら市	2017年2月24日	さくら市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	0	0								75	3	4.0
9	215	那須烏山市				1	1	100.0	0	0								98	0	0.0
9	216	下野市	2016年12月10日	下野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							146	7	4.8
9	301	上三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	91	4	4.4
9	342	益子町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	2	2.8
9	343	茂木町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
9	344	市貝町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	3	3.5
9	345	芳賀町	2015年3月14日	芳賀町男女共同参画都市宣言	3							1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
9	361	壬生町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	6	7.4
9	364	野木町	2012年3月24日	野木町男女共同参画都市宣言	2							1	1	100.0	1	0	0.0	91	8	8.8
9	384	塩谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
9	386	高根沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
9	407	那須町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	2	2.2
9	411	那珂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード							
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	うち総委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち総委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち総委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち総委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	うち総委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	うち総委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
	小計			999	865	15,153	4,686	30.9			720	632	10,394	3,016	29.0	136	84	771	164	21.3	642	61	9.5	745	68	9.1									
9 201	宇都宮市	30.0	2023年3月	109	75	1,298	337	26.0	法律・条例・要項等に定める審議会等	55	50	976	262	26.8	6	5	44	10	22.7	46	2	4.3	47	2	4.3	1		1		1					
9 202	足利市	40.0	2026年3月	88	69	1,588	526	33.1	法令等で設置されている審議会等	41	27	465	114	24.5	6	5	32	8	25.0	40	3	7.5	41	3	7.3	1		1		1					
9 203	栃木市	35.0	2022年4月	86	82	1,617	583	36.1	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	53	53	851	309	36.3	6	6	47	15	31.9	43	8	18.6	44	9	20.5	1		1		1					
9 204	佐野市	32.5	2025年3月	47	43	660	180	27.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	41	39	627	174	27.8	6	4	33	6	18.2	49	5	10.2	50	5	10.0	1		1		1					
9 205	鹿沼市	30.0	2022年3月	54	42	680	145	21.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 法律又は条例に基づき設置される機関の他、要綱での設置等、庁内全ての機関	48	38	646	137	21.2	6	4	34	8	23.5	38	1	2.6	39	1	2.6	1		1		1		1			
9 206	日光市	40.0	2022年3月	115	111	2,578	883	34.3	行政執行の前提として又は市政運営上の参考として必要な調査、研究、諮問、調停、審査及び審議等を目的に、法律条例、要綱等に基づいて設置された機関	46	44	745	275	36.9	6	5	29	9	31.0	47	9	19.1	48	9	18.8	1		1		1		1			
9 208	小山市	40%以上 60%以下	2026年3月	118	115	1,467	554	37.8	設置根拠が法律「規則」「規則」に基づくもの	30	29	461	127	27.5	6	3	33	5	15.2				29	1	3.4	1		1		1					
9 209	真岡市	30.0	2022年3月	34	33	506	144	28.5	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱等に基づく審議会等	37	33	559	126	22.5	6	3	35	7	20.0	42	4	9.5	43	4	9.3	1		1		1					
9 211	矢板市	30.0	2023年3月	23	22	377	105	27.9	条例・規則等により設置されている懇談会・会議等	23	22	377	105	27.9	5	2	28	4	14.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1					
9 213	那須塩原市	40.0	2023年3月	37	31	506	149	29.4	法令又は条例で設置されている地方自治法202条の3に基づく審議会等	37	31	506	149	29.4	6	4	40	6	15.0	42	3	7.1	43	3	7.0	1		1		1					
9 214	ほくら市	40.0	2025年3月	28	23	362	117	32.3	地方自治法(第20条の3)に基づく審議会等	28	23	362	117	32.3	5	3	31	6	19.4	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1		1					
9 215	那須烏山市	35.0	2023年3月	23	19	261	67	25.7	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び地方自治法第202条の3に基づく審議会	16	14	199	45	22.6	5	3	32	5	15.6	10	0	0.0	11	1	9.1	1		1		1					
9 216	下野市	40.0	2026年3月	56	45	868	278	32.0	法律・条例・要綱等に定める審議会等	32	25	513	179	34.9	6	3	32	6	18.8	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1					
9 301	上三川町	37.0	2022年3月	23	20	249	92	36.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会 地方自治法第180条の5に基づく委員会	19	19	246	85	34.6	5	3	28	8	28.6	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1					
9 342	碓子町	30.0	2021年3月	12	11	198	55	27.8	地方自治法(第202条の3)に基づいて設置される委員会等	12	11	198	55	27.8	5	2	26	5	19.2	22	0	0.0	23	0	0.0	1		1		1					
9 343	茂木町									10	9	153	36	23.5	5	2	23	4	17.4				26	1	3.8	1		1		1					
9 344	市貝町	30.0	2022年4月	11	9	127	30	23.6		11	9	127	30	23.6	5	2	25	7	28.0	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1					
9 345	芳賀町	38.0	2025年3月	20	20	255	78	30.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会	20	20	255	78	30.6	5	3	24	4	16.7	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1					
9 361	壬午町									20	19	274	89	32.5	5	1	23	2	8.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1					
9 364	野木町									21	18	251	75	29.9	5	3	23	7	30.4	19	0	0.0	20	1	5.0	1		1		1					
9 384	塩谷町									26	16	304	50	16.4	5	3	26	6	23.1	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1					
9 386	高根沢町									11	9	143	36	25.2	5	3	23	5	21.7				15	2	13.3	1		1		1					
9 407	那須町	30.0	2025年3月	23	18	252	61	24.2	地方自治法202条の3に基づき設置された審議会等、条例に基づき設置された審議会等	23	18	252	61	24.2	5	3	26	4	15.4	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1					
9 411	那珂川町	35.0	2025年3月	21	16	282	66	23.4	1、法律又は、政令によって設置されている審議会等 2、条例、規則により設置されている懇談会、会議等	19	16	253	55	21.7	5	4	32	7	21.9				12	0	0.0	1		1		1					



調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

栃木県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名称	管理職の在職状況																				職務上の地位別職員在職状況										調査 時 点 コ ー ド	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況				調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他						
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職		うち一般行政職																					
		管理職総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	部長 長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	部長 長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	次長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	次長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 補 佐 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 補 佐 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)			係長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	係長 相 当 職			うち 女性数	女性 比率 (%)				
		1,335	192	14.4	1,106	167	15.1	216	16	7.4	193	15	7.8	77	7	9.1	67	7	10.4	1,042	169	16.2	846	145	17.1	1,508	465	30.8	1,111	302	27.2			3,387	1,279	37.8	2,250			798	35.5				
9 201	宇都宮市	244	33	13.5	186	28	15.1	24	2	8.3	20	2	10.0	37	2	5.4	30	2	6.7	183	29	15.8	136	24	17.6	134	18	13.4	107	13	12.1	390	84	21.5	258	53	20.5	1	10	3	30.0	3	1	33.3	1
9 202	足利市	72	9	12.5	60	9	15.0	10	1	10.0	8	1	12.5	39	5	12.8	36	5	13.9	23	3	13.0	16	3	18.8	169	36	21.4	129	31	24.0	342	122	35.7	192	73	38.0	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1
9 203	栃木市	124	18	14.5	103	16	15.5	20	4	20.0	18	4	22.2	0	0	0	0	0	104	14	13.5	85	12	14.1	284	87	30.3	183	56	30.6	335	134	40.0	245	107	43.7	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1	
9 204	佐野市	83	9	10.8	60	9	15.0	17	2	11.8	13	2	15.4	0	0	0	0	0	66	7	10.6	47	7	14.9	0	0	0	0	0	0	193	59	30.6	132	42	31.8	1	9	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 205	鹿沼市	85	6	7.1	65	6	9.2	15	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0	0	0	70	6	8.6	53	6	11.3	77	29	37.7	44	14	31.8	118	39	33.1	77	26	33.8	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 206	日光市	71	5	7.0	57	3	5.3	14	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0	0	0	57	5	8.8	45	3	6.7	102	21	20.6	58	7	12.1	395	160	40.5	236	94	39.8	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 208	小山市	68	14	21.2	53	12	22.6	15	3	20.0	12	2	16.7						51	11	21.6	41	10	24.4	52	3	5.8	16	3	16.7	362	125	32.7	224	80	35.7	1	9	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 209	真田市	45	1	2.2	40	1	2.5	9	0	0.0	9	0	0.0						36	1	2.8	31	1	3.2	27	5	18.5	23	4	17.4	78	30	38.5	83	24	28.1	1	6	1	16.7	0	0	0.0	1	
9 210	大田原市	43	6	14.0	39	5	12.8	14	2	14.3	13	2	15.4						29	4	13.8	26	3	11.5	104	28	26.9	80	23	28.6	113	52	46.0	59	16	27.1	1	8	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 211	矢板市	26	7	26.9	24	6	25.0	11	0	0.0	11	0	0.0						15	7	46.7	13	6	46.2	61	24	39.3	49	18	36.7	82	24	29.3	63	13	20.6	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1	
9 213	那須塩原市	77	7	9.1	71	6	8.5	18	0	0.0	18	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	57	7	12.3	52	6	11.5	70	28	40.0	63	25	39.7	325	151	46.5	212	73	34.4	1	4	1	25.0	0	0	0.0	1
9 214	水戸市	65	10	15.4	58	9	15.5	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	57	10	17.5	50	9	18.0	47	18	38.3	29	6	20.7	81	37	45.7	87	29	33.3	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 215	那須烏山市	43	8	18.6	35	5	14.3	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	41	8	19.5	33	5	15.2	40	18	45.0	30	13	43.3	89	39	43.8	54	23	42.6	1	4	1	25.0	0	0	0.0	1	
9 216	下野市	38	5	13.2	33	4	12.1	18	2	11.1	16	2	11.1	0	0	0	0	0	20	3	15.0	15	2	13.3	122	49	40.2	79	17	21.5	30	18	60.0	16	7	43.8	1	6	0	0.0	0	0	0.0	1	
9 301	上三川町	15	4	26.7	13	4	30.8												15	4	26.7	13	4	30.8	15	3	20.0	15	3	20.0	31	10	32.3	30	9	30.0	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 342	榛子町	17	2	11.8	16	2	12.5	3	0	0.0	3	0	0.0						14	2	14.3	13	2	15.4							48	18	37.5	47	17	36.2	1	3	1	33.3		1			
9 343	茂木町	13	2	15.4	11	1	9.1												13	2	15.4	11	1	9.1	26	6	23.1	22	4	18.2	27	15	55.6	19	9	47.4	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
9 344	市貝町	12	1	8.3	11	1	9.1												12	1	8.3	11	1	9.1	12	4	33.3	11	3	27.3	32	10	31.3	31	10	32.3	1	10	2	20.0	1	0	0.0	1	
9 345	芳賀町	17	5	29.4	16	5	31.3	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	14	5	35.7	13	5	38.5	23	11	47.8	15	7	46.7	27	11	40.7	23	8	34.8	1	3	0	0.0	2	0	0.0	1	
9 361	壬生町	53	12	22.6	44	11	25.0	7	0	0.0	7	0	0.0						46	12	26.1	37	11	29.7	50	25	50.0	32	12	37.5	34	16	47.1	22	7	31.8	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1	
9 364	野木町	18	3	16.7	16	3	18.8	4	0	0.0	4	0	0.0						14	3	21.4	12	3	25.0	16	4	25.0	11	4	36.4	51	22	43.1	45	20	44.4	1	4	0	0.0	0	0	0.0	1	
9 384	塩谷町	24	8	33.3	20	5	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	24	8	33.3	20	5	25.0	18	5	27.8	12	2	16.7	35	18	51.4	24	10	41.7	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1	
9 385	碓氷沢町	19	2	10.5	17	2	11.8	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	16	2	12.5	15	2	13.3	28	8	28.6	21	6	28.6	68	39	57.4	41	22	53.7	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
9 407	那須町	43	8	18.6	36	7	19.4	0	0	0.0	0	0	0.0						43	8	18.6	36	7	19.4	46	25	54.3	42	23	54.8	38	25	65.8	14	5	35.7	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1	
9 411	那須川町	22	7	31.8	22	7	31.8	0	0	0.0	0	0	0.0						22	7	31.8	22	7	31.8	28	8	28.6	28	8	28.6	56	21	37.5	56	21	37.5	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1	





都 道 区	市 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出生を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間も明記されている。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
9	204	佐野市	1	佐野市議員の旧姓使用に関する要領 (趣旨) 第1条 この要領は、本市の一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定による非常勤の職員及び第22条第5項に規定する臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる範囲) 第2条 職員の呼称は、旧姓使用ができる。 2 職員は、別項に掲げるものを除く文書において旧姓使用ができる。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を以て市長に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請は、原則として、佐野市職員給与規程(平成17年佐野市訓令第50号)第21条に規定する職階事項の異動の届出と併せて提出するものとする。 (旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、職務遂行上及び事務処理上の支障がないと認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 前項の場合において、市長は、旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、その旨を所属長を経て当該職員に通知しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条第2項の通知を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 職員は、特段の事情がある場合を除き、第3条第1項の申請及び前項の届出を繰り返してはならない。 (旧姓使用等台帳) 第6条 市長は、旧姓使用者台帳(別記様式第4号)を整備するとともに、旧姓使用の適切な運用及び管理に努めなければならない。 (運用) 第7条 旧姓使用職員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、他の職員等に隣接を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓使用ができる文書等について、統一して旧姓使用をしなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 この要領は、平成30年8月27日から実施する。	佐野市議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2
9	205	高沼市	1	高沼市議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた一般職の職員(会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下「職員」という。)が職務に關し、改正前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。	高沼市議会	1	2	2	1	高沼市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次うちどれか。	問4 問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
9	208	日光市	3	日光市議会	1	2	2	1	日光市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	208	小山市	3	小山市議会	1	2	3	2	真岡市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	2	2	2	2	2
9	209	真岡市	1	真岡市議会	1	2	2	1	真岡市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	210	大田原市	3	大田原市議会	1	2	2	1	大田原市議会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(中3議会議規則1、一部改正)	2			1	1	1	1	1	1
9	211	矢板市	1	矢板市議会	1	2	2	1	矢板市議会議規則 〔欠席の届出〕 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その届出を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
9	213	那須塩原市	4	那須塩原市議会	1	2	2	1	那須塩原市議会議規則 〔会議の欠席の届出〕第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
コ ロ シ ド ド	コ ロ シ ド ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
9 214	さくら市	2		さくら市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
9 216	那須烏山市	1	那須烏山市職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令上又は業務上において戸籍上の氏を使用することとされているものその他事務処理上の都合により旧姓を使用することが困難であるものとして総務部長が指定するものを除き、職場で使用している全ての文書等について旧姓を使用することができるものとする。	那須烏山市議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
9 218	下野市	2		下野市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
9 301	上三川町	4		上三川町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
9 342	益子町	3		益子町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2
9 343	茂木町	4		茂木町議会	1	2		1		2			1	1	1	1	1	1
9 344	市貝町	1	市貝町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しく支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。(適用職員)	市貝町議会	1	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
9 345	芳賀町	2		芳賀町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合は「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の補償について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
9361	壬生町	3		壬生町議会	1	2	2	1	議会議決規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
9364	野木町	1	野木町職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、旧姓使用を行うときは、旧姓使用届(別記様式第1号)により、所長を随で、総務課長に届けなければならない。 2 前項の旧姓使用届は、野木町職務規程(昭和41年野木町訓令第3号)第24条に規定する種別事項異動届を添えて、提出するものとする。	野木町議会	1	2	2	1	野木町議会議決規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
9384	塩谷町	3		塩谷町議会	1	2	2	1	塩谷町議会議決規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
9386	高根沢町	1	高根沢町職員旧姓使用取扱要綱第2条 職員は、町長の承認を受けて、職員の間で使用している文章及び軽微な文章等で職務進行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用することができる。	高根沢町議会	1	2	2	1	高根沢町議会議決規則第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
9407	那須町	4		那須町議会	1	2	2	1	那須町議会議決規則 ※下記内容で公布予定 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
9411	那珂川町	4		那珂川町議会	1	2	2	1	那珂川町議会議決規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村別集計項目		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
市区町村	議員数	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	その他		
宇都宮市	4	4	4	3			3	2				1	『宇都宮市地域防災計画(震災対策編)』 各部(各町)の分掌事務 市長まちづくり部 男女共同参画班 ※男女共同参画課(男女共同参画推進センター)を指す (1) 避難所における女性度相談等に関すること (2) 所管施設への避難情報の伝達に関すること (3) 避難所からの物資等回収に関すること。
足利市	4	4	4	3			3	2				2	足利市男女共同参画基本計画(第4期)において、従来事業「女性の政治参画の積極的な推進」を掲げ、女性の政治参画に関する啓発資料を男女共同参画センター内に掲出し、女性の政治参画の意義等を周知啓発している
栃木市	4	4	4	3			3	4				2	
佐野市	4	4	4	2			2	2				2	
鹿沼市	4	4	4	2			2	4				2	
小山市	4	4	4	1	1		3	4				2	小山市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条(5) セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他のその地位を利用して優がせし、差別し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
真岡市	4	4	4	3			3	4				2	
大田原市	4	4	4	3			3	4				2	
矢板市	4	4	4	3			3	4				2	
那須塩原市	4	4	4	3			3	4				2	
スズカ市	4	4	4	3			3	4				2	
那須烏山市	4	4	4	3			3	4				2	
佐野市	4	4	4	3			3	4				2	
上三川町	4	4	4	2			2	4				2	
烏子町	4	4	4	2			2	3				2	
栃木町	4	4	4	3			3	4				2	市長町地域防災計画 第6節 避難対策 第3 避難所の開設、運営 2 避難所の運営 (6) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する身元防止・安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営を定める。 なお、女性専用相談室の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
菅野町	4	4	4	3			3	4				2	菅野町地域防災計画 P335 2第7節 避難対策計画 本 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
野木町	4	4	4	3			3	4				2	議員向けに実施はしていないが、職員向けの研修が実施された場合に議員が任意で参加することがある。
横谷町	4	4	4	3			3	4				2	
高根沢町	4	4	4	3			3	4				2	
那須町	4	4	4	3			3	4				2	
那須川町	4	4	4	3			3	4				2	